

平成 23 年 1 月 21 日

「食の安全・市民ホットライン」

代表 神山美智子 様

川崎市幸保健所長

林 さわ子

2011 年 1 月 19 日付けの要請書にありました内容について回答いたします。

本件につきましては、届出者が平成 23 年 1 月 14 日（金）午前 10 時半頃にエビフライの検査を御希望とのことで来所され、探知いたしました。

お話をお聞きしたところ、エビフライは昨年 8 月に購入された商品で、家庭で揚げるタイプのものとのことでした。

検査検体がエビフライ 1 本しかないことと、検査項目が確定できないこと及び家庭における調理時等での混入の可能性が完全には否定できないことから、エビフライについて検査することは困難な旨をお伝えしました。

情報としては承っており、同日午後 3 時頃、販売店舗の店長代理から、外部検査機関に依頼して検査を行い非イオン性界面活性剤が検出されたこと、販売店舗を含む日本国内で加工等はしていないこと、海外の製造工場では当該界面活性剤を含む洗剤の使用がないこと及び当該商品の期限は 2010 年 9 月 4 日であったこと等を確認いたしました。

また、届出者への対応について確認したところ、訪問した際、届出者から検査結果の報告をすればそれでよいとの言葉をいただき、11 月初旬に検査結果の報告をしたため届出者は納得したものと解釈していたとのことでした。

発生から約 5 ヶ月経過しているために店舗での販売状況や家庭での調理状況等が確認できないことと、探知時点までに当保健所及び販売者あて同様の苦情等がないことから、これ以上の原因究明は困難であると判断し、厚生労働省への情報提供は行っておりません。

また、当該商品の期限が 2010 年 9 月 4 日であったことから、現時点での当該商品の回収等は不要と判断し、輸入者を管轄する東京都あての情報提供も行っておりません。

このように、探知当日に店舗側から事情を聞き取っており、調査の初動として問題はなかったと考えております。

届出者の要望を汲み取りきれなかったこと及び検査の御要望にお答えできなかったことについては、申し訳なかったと考えております。

川崎市幸区役所保健福祉センター
衛生課 食品衛生担当
川崎市幸区戸手本町 1-11-1
電話：044-556-6683